



2018年2月16日

各 位

会 社 名 ナブテスコ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 寺本 克弘  
(コード番号 6268 東証第1部)  
問合せ先 コーポレート・コミュニケーション部長 黒須 昭仁  
(TEL 03-5213-1134)

### 定款一部変更に関するお知らせ

本日開催の取締役会において、当社は2018年3月27日に開催予定の第15回定時株主総会で「定款一部変更の件」を付議することとなりましたのでその内容をお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社では、執行役員の任期につき、現行定款第43条第1項により「選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで」と定め、毎年定時株主総会直後に開く取締役会で執行役員を選任し、翌年の定時株主総会の終結までを任期とするのを通例としておりました。しかしながら、各事業年度における業務執行についての責任をさらに明確化する観点からは、執行役員の任期を事業年度と合致させることが適当であると考えます。そこで、最適な業務執行体制の機動的な構築を可能とすることを目的として、執行役員の任期の定めを定款から削除することとし、執行役員の任期については、取締役会が定める執行役員制度規則にて規定するよう改めることとします。
- (2) また、当社の取締役会の役割として、経営監督を重視したものとし、業務執行は執行役員を中心に実行していく体制とすることをより明確化する観点から、社長を執行役員の役位へと変更し、執行役員の中から社長を選定するように改めるとともに、取締役会議長である取締役会長を除いて役付取締役を廃止いたします。
- (3) 上記2点に基づき、現行定款第23条第2項および第43条に所要の変更を行い、これに関連して、株主総会の招集者および議長に関する現行定款第15条、その他、現行定款第41条、第45条に所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は取締役会の決議により取締役社長がこれを招集しその議長となる。ただし、<u>取締役社長に支障があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定めた順位により、他の取締役が招集または議長となる。</u></p>	<p>(招集者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は取締役会の決議に基づき、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順位により取締役がこれを招集し、その議長となる。</u></p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会はその決議によって代表取締役若干名を選定する。</p> <p>② 取締役会はその決議によって<u>取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>	<p>(代表取締役および取締役会長)</p> <p>第23条 取締役会はその決議によって代表取締役若干名を選定する。</p> <p>② 取締役会はその決議によって<u>取締役会長1名を定めることができる。</u></p>
<p>(執行役員)</p> <p>第41条 当社は取締役会の決定事項に基づき業務の執行を専門的に行なう役職位として、執行役員を置くことができる。</p>	<p>(執行役員)</p> <p>第41条 当社は取締役会の決定事項に基づき業務の執行を行なう役職位として、執行役員を置くことができる。</p>
<p>(執行役員任期)</p> <p>第43条 <u>執行役員任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>取締役会は執行役員を任期の途中であっても解任することができる。</u></p>	<p>(役付執行役員)</p> <p>第43条 <u>取締役会はその決議によって執行役員の中から社長1名その他の役付執行役員を定めることができる。</u></p>
<p>(執行役員および執行役員会規則)</p> <p>第45条 執行役員および執行役員会に関する事項は、取締役会で定める<u>執行役員および執行役員会規則による。</u></p>	<p>(執行役員制度規則および執行役員会規則)</p> <p>第45条 執行役員および執行役員会に関する事項は、取締役会で定める<u>執行役員制度規則および執行役員会規則による。</u></p>

以 上